

(介護予防)

認知症対応型共同生活介護事業所「輝ららのさんぼ道 グループホーム」運営規程

(事業の目的)

第1条 グループホーム輝ららのさんぼ道（以下「事業者」という。）が行う共同生活住居の入居者に対する指定居宅サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、共同生活住居の管理者や従業員が、認知症高齢者の日常生活（家庭的な環境のもとで食事・入浴・排泄など）の支援を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、又、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立して営むことが出来るよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者、介護保健施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業の運営)

第3条 「慣れ親しんだ地域でひとりひとりが、役割と生きがいを持ち、ホッとする楽しい暮らし」を基本に地域密着型サービスを提供します。

働く人がやりがいを持ってケアが出来る事が、それを実現出来る鍵だと思っています。私たちが育ててくださった高齢者と地域に感謝の気持ちを持ち、共に幸せづくりをしていくことに、やりがいを感じる人と共に、共に働く人自身を育てることを一番大切にしながら、やりがいと愛のあるチームワークを目指し人財育成に力を入れていきます。それと共に、高齢者や地域住民が参加する『共生型』のコミュニティづくりを目指します。

また、医療・福祉関連施設の連携を図り、積極的に施設と地域を融合させた企画で、利用しやすい地域介護事業所としての役割を果たしたいと思えます。

(事業所の名称等)

共同生活住居の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 共同生活住居の名称

輝ららのさんぼ道 グループホーム

所在地 島根県益田市遠田町 2291

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 共同生活住居の従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人 (看護小規模多機能ホーム管理者兼務)

専ら共同生活住居の職務に従事する常勤の者で共同生活住居の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに従業者にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 1人 (介護員と兼務)

利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目的、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(3) 介護従業者 9人 (1名計画作成と兼務)

管理者の指示を受け、入居者の日常生活の状況等の把握に努め認知症対応型共同生活介護計画に基づき必要な食事、入浴及び排泄等の援助並びに金銭管理の指揮、健康管理の助言等生活指導を行うとともに緊急時等の対応を行う。

(4) 看護師 常勤1名 (正看護師) (改定)

利用者の健康状態を把握し、主治医や協力医療機関との連携を行う。

(入居者の定員)

第5条 共同生活住居の入居者の定員は、次の通りにする。

(1) 共同生活住居 輝ららのさんぽ道 グループホーム 9人

(定員の遵守)

第6条 災害その他の止むを得ない事情を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の提供に際し、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、介護従業者等の勤務体制、設備の概要、事故発生時の対応、苦情処理体制を記した文書を交付して説明を行い、提供開始についての同意を得る。

(入退居)

第8条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号をみたす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと
- ② 精神状態が安定していること
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと
- ④ 住民地が益田市であること

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により該当入居申込者が認知症の状態にある者であることを確認する。
- 3 居室が空いていない場合、入居の必要がない場合等、正当な理由なく指定認知症対応型共同生活介護の提供を拒否しない。
- 4 入居申込者が入院治療を必要とする等、自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の指定認知症対応型共同生活介護事業者、介護保健施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 5 入居申込者の入居に際しては、心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。また、入居申込者が家族による入居契約締結の代理が必要であると認められながら、これが期待できない場合については、市町村とも連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の活用を可能な限り図る。
- 6 利用者の退居の際には、利用者及びその家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 7 利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第9条 指定認知症対応型共同生活介護の開始に際し、要介護認定を受けていない入居申込者については、当該入居申込者の意向を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。
- 2 要介護認定の更新の申請が遅くとも要介護認定の有効期間の満了日30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- 第10条 管理者は、看護小規模多機能居宅介護支援事業所の計画作成担当者と連携し認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当する。
- 2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
 - 3 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明する。
 - 4 認知症対応型共同生活介護計画の作成に当たっては、多様な活動の確保に努める。
 - 5 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、介護従業者と実施状況の把握を行い、必要に応じて認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。

(認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

- 第11条 指定認知症対応型共同生活介護は、入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護は、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び理由を記録する。
- 6 自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(介護)

第12条 介護は、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

- 2 入居者に対して、入居者の負担により、当該共同生活住居における介護従業者以外の者による介護を受けさせない。
- 3 入居者の食事その他の家事等は、原則として入居者と介護従業者が共同で行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第13条 入居者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援を行う。

- 2 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、入居者又はその家族が行うことが困難である場合は、入居者の同意を得て、代わって行う。
- 3 常に入居者の家族との連携を図るとともに入居者とその家族との交流等の機会を確保する。

(利用料等の受領)

第14条 法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該認知症対応型共同生活介護事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受ける。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用者の額と、指定認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受ける。

(1) 食費 日額負担 1,800円

(2) 家賃相当額 月額負担 45,000円

(3) 光熱水費 月額負担 25,000円

(4) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの。

おむつ代 ・ 理美容代 実費

その他

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い同意を得る。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払を受けた場合はその提供したサービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

(日課の励行)

第16条 入居者は、管理者や介護従事者などの指導による日課を励行し、共同生活住居内の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

(外出及び外泊)

第17条 入居者が、外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出する。

(衛生保持)

第18条 入居者は、共同生活住居の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力する。

(禁止行為)

第19条 入居者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 共同生活住居の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第20条 共同生活住居の非常災害対策については、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行う。また、火災・消防等についての責任者を置き次のとおり万全を期す。

- (1) 火気・消防等についての責任者に管理者を充てる。
- (2) 自主検査は、火災・危険の排除を主眼とした簡易な検査を始業時、就業時に行う。
- (3) 非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努めるとともに法令に定められた基準に適合するよう努める。
- (4) 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小にとどめるため、自営消防隊の編成により、任務の遂行に当たる。又、地域住民及びボランティア組織等とも日常の連携を密にし、緊急時の応援、協力体制を確保する。
- (5) 火気・消防等についての責任者は、次のとおり従業者に対して防火教育及び消防訓練を実施する。

イ 年2回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練

ロ 年2回以上の入居者を含めた総合訓練

ハ 随時、非常災害用設備の使用方法の徹底

(6) その他必要な災害防止対策についても必要に応じ対処する体制を採る。

(7) 益田市医師会病院と自施設災害時における協力体制の協定を締結し、緊急時の協力体制を確保する。

(入居者に関する市町村への通知)

第21条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしに認知症対応型共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保)

第22条 入居者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供することができるよう、従業員の勤務体制を定める。

2 前項の介護従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

3 従業者に対し、資質向上のために研修の機会を確保する。

① 採用時研修 採用後1ヶ月以内

② 継続研修 年2回以上

(衛生管理)

第23条 入居者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

2 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じる。

(協力医療機関等)

第24条 入居者の病状の急変等のための協力医療機関は次のとおりである。

1 (1) 名称 医療法人 くろたに内科クリニック

(2) 所在地 益田市久城町912-1 TEL:0856-23-7737 FAX:0856-24-2123

2 入居者の休日夜間等における緊急の対応施設は次のとおりである。

(1) 名称 医療法人 くろたに内科クリニック

(2) 所在地 益田市久城町912-1 TEL:0856-23-7737 FAX:0856-24-2123

3 入居者のための協力歯科医療機関は次のとおりである。

(1) 名称 こころ歯科クリニック 院長 原田エミ

(2) 所在地 益田市遠田町326-2 TEL:0856-27-0939

4. 非常勤の正看護師(6時間勤務)が所属しており、日常の体調の管理を行っている。(改定)

5. 益田市医師会病院と協力医療機関委託契約書を締結し、利用者の健康管理及び緊急医療について協力を得るものとする。

(掲示)

第25条 共同生活住居の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従業者等の勤務体制、協力医療機関、協力歯科医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第26条 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らさない。

2 共同生活住居の従事者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

3 入居者の個人情報サービスをサービス担当者会議等において用いる場合、あらかじめ、文書により該当家族の同意を得る。

(公告)

第27条 虚偽又は誇大な公告をしない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第28条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護保険者に対して共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第29条 指定認知症対応型共同生活介護に関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置する。

窓 口 管理者：田野島美恵

2 指定認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに市町村からの指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 指定認知症対応型共同生活介護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(調査への協力等)

第30条 提供した指定認知症対応型共同生活介護に関し利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域との連携)

第31条 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流を行う。

(事故発生時の対応)

第32条 指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

(会計の区分)

第33条 共同生活住居ごとに経理を区分するとともに、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第34条 事業者は、従事者、施設、設備構造、会計に係る記録、認知症対応型共同生活介護計画書、提供した指定認知症対応型共同生活介護に係る記録並びに市町村への通知に係る記録等を整備する。

2 入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第35条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社高村と事業所の管理者の協議に基づき定めるものとする。

(個人情報の保護)

第36条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(虐待に関する事項)

第37号 事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止を次の措置を講ずる。

- (1) 虐待を防止するための従業員に関する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族から苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

2 事業者はサービス提供中に、従業者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に報告する。

(身体拘束に関する事項)

第38条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、入居者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合は、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとし、その実施状況を運営推進会議等で報告する。

3 身体拘束防止委員会を事業所で設け、3か月に1回または身体拘束があった都度に委員会を開催し現状の報告や連絡、研修を行うこととする。

附 則 この規程は、平成29年5月9日から施行する。

平成29年	7月	1日改定あり。
平成30年	5月	1日改定あり
令和元年	6月1日	改定あり
令和元年	7月1日	改定あり
令和2年	4月1日	改定あり
令和3年	4月1日	改定あり（看護師は5/1より）
令和5年	3月1日	改定あり
令和5年	11月1日	改定あり